

福岡県公報

平成27年10月9日
第3734号

目次

告示 (第809号 - 第818号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 自衛官の募集 (市町村支援課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 4

公告

- 漁業権の変更の免許 (漁業管理課) 4
- 意見募集の結果の公示 (薬務課) 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 5
- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農山漁村振興課) 6
- 第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 8

公安委員会

- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 8

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集 (男女共同参画推進課) 9
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集 (男女共同参画推進課) 12

告示

福岡県告示第809号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原8669番1先から 八女市黒木町笠原8672番1先まで	7.0 ～ 10.0	60.0
			後	八女市黒木町笠原8669番1先から 八女市黒木町笠原8672番1先まで	7.0 ～ 12.5	60.0

福岡県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原8669番1先から 八女市黒木町笠原8672番1先まで

福岡県告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	湯ノ原合川線	前	八女郡広川町大字水原4197番1先から 八女郡広川町大字水原3799番1先まで	5.8 ～ 11.0	75.0
			後	八女郡広川町大字水原4197番1先から 八女郡広川町大字水原3799番1先まで	5.8 ～ 71.0	

福岡県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯ノ原合川線	八女郡広川町大字水原4197番1先から 八女郡広川町大字水原3799番1先まで

福岡県告示第813号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成27年度における自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 募集期間

平成28年3・4月入隊（男子）	平成27年10月9日から 平成27年11月18日まで
-----------------	-------------------------------

- 受験資格
 - 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有する者
 - 詳細は、募集要項による。
- 試験期日
平成27年11月28日（土）及び29日（日）のうち指定する日
- 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部

北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区和白丘2-2-63 （電話 092-607-4826）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（和白）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F （電話 0942-23-7055）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277（小郡駐屯地内） （電話 0942-72-3161）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

筆記、口述及び身体検査の試験場（受験者数により変更する場合がある）

月日（曜日）	試験場	位置	名称
11月28日（土）	北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地

11月29日（日）		飯塚市津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
11月28日（土） 29日（日）	福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
11月28日（土） 29日（日）	筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

福岡県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
京 築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川帆柱983番1先から 京都郡みやこ町大字帆柱帆柱山国有林1105ほ林小班先まで	10.0 ～ 24.0	280.0
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱983番1先から 京都郡みやこ町大字帆柱帆柱山国有林1105ほ林小班先まで	11.0 ～ 93.0	

福岡県告示第815号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栄谷	糟屋郡篠栗町大字内住（別紙図面1に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面1は省略し、その図面を篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽線 石川内	前	八女郡星野村19022番12先から 八女郡星野村19022番1先まで	11.0 ～ 12.7	53.0
			後	八女郡星野村19022番12先から 八女郡星野村19022番1先まで	13.8 ～ 16.7	

福岡県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽線 石川内	八女郡星野村19022番12先から 八女郡星野村19022番1先まで

福岡県告示第818号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	162	直方市殿町5番31号 直方警察署内 直方地区交通安全協会 会長 工藤 英昭	直方市殿町5番31号 直方警察署内	平成27年5月27日
旧		直方市殿町5番31号 直方警察署内 直方地区交通安全協会 会長 松田 昇		

公 告

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第22条第1項の規定に基づき、平成27年10月1日付けで筑前海区における漁業権の変更について、次のように免許した。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

筑区第302号の漁場の区域を次のように変更する。

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第54号 糸島市二丈浜窪箱島神社

(イ) 基点第54号から真方位256度14分 951メートルの点

(ロ) 基点第54号から真方位257度2分 610メートルの点

(ハ) 基点第54号から真方位242度12分 547メートルの点

- (ニ) 基点第54号から真方位231度28分 1,435メートルの点
(ホ) 基点第54号から真方位244度39分 1,508メートルの点

公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成27年7月31日から平成27年8月31日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり、平成27年10月1日に施行しました。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

問い合わせ先

保健医療介護部薬務課監視係

電話：092-643-3285

メールアドレス：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年9月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人KIHON
 - (2) 代表者の氏名
渋谷 雄一

- (3) 主たる事務所の所在地
八女市本1446番地2

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者、高齢者等に対して、福祉の増進を図るための事業を行い、障害児・者、高齢者等の健全育成、社会参加、自立に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年9月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人ぶろっさむ
- (2) 代表者の氏名
坂口 千賀子
- (3) 主たる事務所の所在地
京都郡みやこ町犀川古川433番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業を行うとともに、地域住民に対して障がい者への理解を促進させるために普及啓発事業を行うことで、障がい福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人すみれ

(2) 代表者の氏名

長田 洋子

(3) 主たる事務所の所在地

大牟田市勝立458番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や地域住民に対して、相互扶助精神に基づいた「ふれあい社会づくり」をスローガンに、在宅福祉サービスに関する事業や、地域福祉を支援する活動を通して、創造的な福祉社会を形成していくと同時に社会全体の利益に寄与することを目的とする。

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成27年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小 川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
大牟田市	大字手鎌・大字唐船・昭和開の各一部

柳川市	三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯鳥、西蒲池、東蒲池
-----	---------------------------

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
大牟田市	大字手鎌・大字唐船の各一部
柳川市	三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯鳥、西蒲池、東蒲池、三橋町枝光、三橋町吉開

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 組合の名称
六ツ門8番街地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年12月から平成28年8月まで
- 3 施行地区
久留米市六ツ門町8番1から34までの全部並びに31番1、31番2及び34番2の各一部並びに日吉町31番3の全部及び31番1の一部
- 4 事務所の所在地
久留米市日吉町16番地24
- 5 設立認可の年月日
平成24年12月18日
- 6 変更認可の年月日
平成27年9月25日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市神湊字灘1268番200
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名
北九州市小倉南区南方五丁目13番20号
藤嶋 武

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市下三緒字野中614番1、615番、616番1及び616番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名
久留米市日吉町26番地の36
福岡スタンダード石油株式会社
代表取締役 重野 正博

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市泉中央五丁目1163-6から1163-12まで、1216-1及び1216-3から1216-

8まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名
北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目19番30号
株式会社エイダイホーム
代表取締役 岡本 公平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡遠賀町大字鬼津3897番2、3897番3及び3900番2並びに字五反田629番8、629番13、640番1、640番4、642番1、643番1、644番2、645番7及び650番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名
北九州市小倉北区中井一丁目7番14号
社会福祉法人正勇会
理事長 阿部 勇

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称

(旧)

特定非営利活動法人インハーネス・ジャパン

(新)

特定非営利活動法人J-ASEANサポート

(2) 代表者の氏名

西津 和子

(3) 主たる事務所の所在地

筑紫野市二日市中央一丁目4番23号

(4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、盲導犬・聴導犬・介助犬等（以下、「福祉使役犬」と定義する。）の育成事業者に対して、資金的援助の他に人的・物的援助及び広報啓発に関する事業を行い、もって障害者が介助人に頼ることなく自立して、積極的に屋外へ出かけることができる社会環境の整備醸成に寄与し、同時に障害者の日常生活において動物との共生を通じて精神的扶助にも寄与し、また子供たちの福祉に対する道徳教育にも寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、在日外国人および本邦へ新たに入国する外国人、特に海外難民や貧困国住民への人道的支援並びに本邦への受け入れと技能習得の支援、本邦国内外への広報啓発に関する事業を行い、外国人の本邦における労働機会の獲得と居住環境の整備をもって経済的安定を図るよう支援することにより、人権擁護と国際平和の礎となる活動を行うことを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年9月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人サークル・オーキッド

(2) 代表者の氏名

前濱 美代子

(3) 主たる事務所の所在地

糸島市前原中央二丁目3-23 下川ビル1階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校・ひきこもり当事者に対して、学校や社会での自立支援に関する事業を行うと同時に、家族に対する相談や情報提供などの支援、また、地域の支援者の育成に関する事業を実施する。さらに、発達障がい等のある子ども達や困り感を抱える子ども達を対象に自立に向けた支援を行うことで、当事者が「生きる力」を育み、幸せな人生を送ることに寄与することを目的とする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第293号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月9日

福岡県公安委員会

「

古賀市千鳥5-4-5 古賀自動車学校 安武 繁治	古賀市千鳥5-4-5 古賀自動車学校
--------------------------------	-----------------------

」を

「

古賀市千鳥5-4-5 古賀自動車学校 阿 部 長 夫	古賀市千鳥5-4-5 古賀自動車学校
----------------------------------	-----------------------

」に、

宗像市池田1732 宗像自動車学校 安 武 繁 治	宗像市池田1732 宗像自動車学校	を
---------------------------------	----------------------	---

宗像市池田1732 宗像自動車学校 阿 部 長 夫	宗像市池田1732 宗像自動車学校	に改める。
---------------------------------	----------------------	-------

雑 報

福岡県男女共同参画審議会公告

第4次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成27年10月9日

福岡県男女共同参画審議会
会長 野口 郁子

1 意見募集の対象となる事案

第4次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

2 事案の要旨

第4次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

第1部 基本的考え方について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の進捗管理
- 5 計画の背景
- 6 第3次計画の成果と課題

第2部 計画の内容

- 1 施策体系

(1) 目指す姿

(2) 目標

(3) 各目標及び施策の方向

2 施策の方向と主要な施策・事業

目標1 働く場における女性の活躍促進

1-1 雇用の場における男女共同参画の推進

- (1) 女性の就業継続促進及び男女の働き方の見直し
- (2) 仕事と生活が両立できる環境の整備
- (3) 男女の均等な雇用及び待遇の確保
- (4) 企業等における女性の登用推進
- (5) 自治体における女性職員の登用推進及び職員の仕事と生活の両立促進

1-2 女性のニーズに応じた就業の促進

- (1) 非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援
- (2) 女性の再就職の支援
- (3) 女性の起業の促進
- (4) 農林水産・商工等の自営業における女性の経営参画の促進

目標2 地域・社会活動における女性の活躍促進

2-1 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進
- (2) 防災・災害復興における男女共同参画の推進
- (3) 市町村の取組への支援
- (4) 県・市町村の審議会等における女性登用の推進

2-2 女性の活躍による地域の活性化

- (1) 農林水産業における女性の参画促進
- (2) 商工自営業における女性の参画促進
- (3) 地域づくりへの女性の参画促進

目標3 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

3-1 配偶者からの暴力防止及び被害者支援

3-2 性犯罪等の防止及び被害者支援

3-3 貧困など生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

- (1) 母子家庭の母などひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者、障害者、外国人、同和地区の女性、性的少数者等が安心して暮らせる環境の整備

3-4 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 生涯を通じた女性の健康支援
- (2) 妊娠・出産の健康支援
- (3) 男性の心身の健康維持の推進
- (4) 女性のスポーツ活動の推進

目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

4-1 意識改革のための啓発推進

4-2 男性の意識改革の促進

4-3 学校教育における男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進
- (2) 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

第3部 推進体制

- 1 福岡県男女共同参画審議会
- 2 男女共同参画行政推進会議
- 3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」
- 4 市町村との連携

3 事案の閲覧場所等

- ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1F）
- ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎2F）
- ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1F）
- ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎1F）
- ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎1F）
- ・ 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）
- ・ 福岡県男女共同参画センター「あすばる」（春日市原町3丁目1番地の7 クローバープラザ1階）

4 意見書の提出期間

平成27年10月9日（金）から平成27年10月23日（金）まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県新社会推進部男女共同参画推進課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3392

（電子メール）danjo@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先）092-643-3391

別紙

第 4 次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

意 見 書

住 所（所在地）	
氏 名（法人名）	
該 当 頁	
該 当 項 目	
意 見	
理 由	
備 考	

意見書提出の締切 平成 27 年 10 月 23 日（金）必着

意見書の提出方法 持参、郵送、FAX 又は電子メール

意見書の提出先

福岡県新社会推進部男女共同参画推進課

（住 所）〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

（FAX）092-643-3392 （電子メール）danjo@pref.fukuoka.lg.jp

記入上の注意

- 1 意見はできるだけ 1 項目 1 ページとし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

福岡県男女共同参画審議会公告

「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方（素案）」に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成27年10月9日

福岡県男女共同参画審議会
会長 野口 郁子

1 意見募集の対象となる事案

第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方（素案）

2 事案の要旨

第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方（素案）

第1部 基本的考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制
- 5 DVをめぐる福岡県の現状
- 6 社会の動きと今後の課題

- (1) これまでの主な取組実績と成果（第2次計画を中心に）
- (2) 今後重点的に取り組むべき課題

7 第3次計画における目標

第2部 計画の内容

- 1 施策体系
- 2 目標1 DVの根絶に向けた啓発と被害の防止

- (1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成
- (2) 被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築

3 目標2 相談しやすい体制の充実

- (1) 相談の組織・体制の強化
- (2) 外国人、障害者、高齢者、性的少数者への配慮
- (3) 職務関係者の研修等の充実

4 目標3 保護体制の充実と被害者の安全確保

- (1) 一時保護体制の充実
- (2) 同伴家族に対するケアと支援
- (3) 被害者の安全確保

5 目標4 被害者の自立のための支援

- (1) 住宅の確保支援
- (2) 生活の安定に向けた支援
- (3) 心理的ケアの拡充
- (4) 被害者の情報保護と各種手続きの支援

6 目標5 関係団体との連携

- (1) 連絡会議等の開催
- (2) 市町村基本計画の策定支援等
- (3) 民間団体との連携
- (4) 苦情処理体制の充実

第3部 成果指標（数値目標）

- 1 成果指標の設定について
- 2 成果指標

3 事案の閲覧場所等

- ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1F）
- ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎2F）
- ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1F）
- ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎1F）
- ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎1F）

- ・ 福岡県のホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dvplan3-ikenbos-hu.html>)
 - ・ 福岡県男女共同参画センター「あすばる」(春日市原町3丁目1番地の7 クローバープラザ内)
- 4 意見書の提出期間
平成27年10月9日(金)から平成27年10月23日(金)まで(必着)
 - 5 意見書の提出方法
持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール
 - 6 意見書の提出先
福岡県新社会推進部男女共同参画推進課
(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
(ファクシミリ) 092-643-3392
(電子メール) danjo@pref.fukuoka.lg.jp
(問い合わせ先) 092-643-3409

第 3 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に
ついての考え方

意 見 書

住 所（所在地）	
氏 名（法人名）	
該 当 頁	
該 当 項 目	
意 見	
理 由	
備 考	

意見書提出の締切 平成 27 年 10 月 23 日（金）必着
意見書の提出方法 持参、郵送、FAX 又は電子メール
意見書の提出先

福岡県新社会推進部男女共同参画推進課

（住 所）〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

（FAX）092-643-3392 （電子メール）danjo@pref.fukuoka.lg.jp

記入上の注意

- 1 意見はできるだけ 1 項目 1 ページとし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。